

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第11部 紡織用纖維及びその製品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>号注</p> <p>1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a)~(h) (省 略)</p> <p>(ij) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。</p> <p>(a)から(ij)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。</p> <p><u>(e)から(ij)までの規定は、メリヤス編物及びクロセ編物に準用する。</u></p> <p>2 (A) 第56類から第63類までの物品で二以上の紡織用纖維から成るものは、<u>第50類から第55類までの物品及び第58.09 項の物品</u>で当該二以上の紡織用纖維から成るものの所属の決定に際してこの部の注2の規定に従い選択される紡織用纖維のみから成る物品とみなす。</p> <p>(B) (省 略) 総説 (省 略) () 50類～55類</p> <p>(A) (省 略) (B) 糸</p> <p>(1) 一般事項 (省 略) 10,000 / メートル式番手 = デシテックス 糸は、<u>漂白しないもの</u>又は洗浄、漂白、半さらし、浸染、なせん、<u>杢染</u>等の加工がされたものがある。また、ガス焼きしたもの（すなわち、表面に毛羽立つている纖維を焼き取つたもの）、マーセライズしたもの（すなわち、構成纖維に張力をかけた状態でかせいソーダの溶液に浸せきして処理したもの）、油処理したもの等もある。 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第11部 紡織用纖維及びその製品</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>号注</p> <p>1 この部及び適用可能な場合にはこの表において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>(a)~(h) (省 略)</p> <p>(ij) 織物との関連で「なせんしたもの」とは、織つた後なせんした織物をいい、異なる色の糸から成るものであるかないかを問わないものとし、ブラシ、スプレーガン、転写紙、フロックプリント、ろうけつ染め等により模様付けをした織物を含む。</p> <p>(a)から(ij)までの規定の適用に当たりマーセライズ加工は、考慮しない。</p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>2 (A) 第56類から第63類までの物品で二以上の紡織用纖維から成るものは、<u>第50類から第55類までの物品</u>で当該二以上の紡織用纖維から成るものの所属の決定に際してこの部の注2の規定に従い選択される紡織用纖維のみから成る物品とみなす。</p> <p>(B) (省 略) 総説 (省 略) () 50類～55類</p> <p>(A) (省 留) (省 留) (B) 糸</p> <p>(1) 一般事項 (省 留) 10,000 / メートル式番手 = デシテックス 糸は、<u>生のもの</u>又は洗浄、漂白、半さらし、浸染、なせん、<u>杢染</u>等の加工がされたものがある。また、ガス焼きしたもの（すなわち、表面に毛羽立つている纖維を焼き取つたもの）、マーセライズしたもの（すなわち、構成纖維に張力をかけた状態でかせいソーダの溶液に浸せきして処理したもの）、油処理したもの等もある。 (省 留)</p>	

新	旧	備 考
<p>(C) 織物 (省略)</p> <p>上記(a)から(d)までに掲げるものを除き、50類から55類までの織物には、11部の注9の適用により、例えば、次のような織物を含む。</p> <p>(省略)</p> <p>50～55類の織物には、未漂白のもの、精練したものの、漂白したもの、浸染したもの、異なる色の糸から成るもの、なせんしたもの、マーセライズしたもの、つや出ししたもの、波紋型を付けたもの、起毛したもの、しわ付けしたもの、ガス焼きしたもの等がある。<u>50～55類の織物には、普通織物、紋織物及び製織中にたて糸とよこ糸を添加して織り上げた織物(ししゅう布とみなさい。)</u>などがある。</p> <p>50～55類には、また、意匠効果を与えるために部分的によこ糸を溶解して透かし効果を布面に与えた織物(一例として、たて糸にビスコースレーヨン、よこ糸にアセテートを使用し、溶解法により、よこ糸を部分的に除去した織物がある。)も含まれる。</p> <p>号の解説 弹性糸及びテクスチャード加工糸</p> <p>(省略)</p> <p>綾織りにおいては、第1のたて糸(エンド)は、第1のよこ糸(ピック)により、第2のたて糸は第2のよこ糸により、第3のたて糸は第3のよこ糸により(以下同様)バインドされる。この種の織り方のステップは、たて糸及びよこ糸双方に対して一つである。織りの繰り返し、すなわち模様を繰り返すために要するたて糸とよこ糸の数は常に二以上である。<u>最も緊密な綾織りは、よこ糸がたて糸を2本飛びこす(フロート)。これは3枚綾織りである。4枚綾織りにおいては、よこ糸がたて糸を3本飛びこす。</u></p> <p>(省略)</p>	<p>(C) 織物 (省略)</p> <p>上記(a)から(b)までに掲げるものを除き、50類から55類までの織物には、11部の注9の適用により、例えば、次のような織物を含む。</p> <p>(省略)</p> <p>50～55類の織物には、未漂白のもの、精練したものの、漂白したもの、浸染したもの、異なる色の糸から成るもの、なせんしたもの、マーセライズしたもの、つや出ししたもの、波紋型を付けたもの、起毛したもの、しわ付けしたもの、ガス焼きしたもの等がある。</p> <p><u>50～55類の織物には、普通織物、紋織物及び製織中にたて糸とよこ糸を添加して織り上げた織物(ししゅう布とみなさい。)</u>などがある。<u>50～55類には、また、意匠効果を与えるために部分的によこ糸を溶解して透かし効果を布面に与えた織物(一例として、たて糸にビスコースレーヨン、よこ糸にアセテートを使用し、溶解法により、よこ糸を部分的に除去した織物がある。)</u>も含まれる。</p> <p>号の解説 弹性糸及びテクスチャード加工糸</p> <p>(省略)</p> <p>綾織りにおいては、第1のたて糸(エンド)は、第1のよこ糸(ピック)により、第2のたて糸は第2のよこ糸により、第3のたて糸は第3のよこ糸により(以下同様)バインドされる。この種の織り方のステップは、たて糸及びよこ糸双方に対して一つである。織りの繰り返し、すなわち模様を繰り返すために要するたて糸とよこ糸の数は常に二以上である。<u>closest 綾織りは、よこ糸がたて糸を2本飛びこす(フロート)。これは3枚綾織りである。4枚綾織りにおいては、よこ糸がたて糸を3本飛びこす。</u></p> <p>(省略)</p>	

	新	旧	備 考
50.05	<p>絹紡糸及び絹紡紬糸<small>(ちゆう)</small> (小売用にしたものを除く。) ただし、小売用にしたもの(50.06)及びひも、綱等の規定に該当するもの(56.07)は含まない(11部の総説() (B)(2)及び(3)参照)。</p> <p>(A) (省略) (B) 絹紡紬糸<small>(ちゆう)</small> (絹ノイルを紡いたもの) 絹紡紬糸は、絹紡糸よりも品質が劣り、通常5センチメートル未満の不規則な長さの繊維で構成されている。これらの繊維は単にカードされたのみでコームされていないため、通常ところどころにいくらかのもつれ及び小さな節を有している。従って、他の絹のくずを紡いた絹紡糸のような均一性及び強さに欠け、表面はくすんでいる。 (省略)</p>	<p>絹紡糸及び絹紡紬糸<small>(ちゆう)</small> (小売用にしたものを除く。) ただし、小売用にしたもの(50.06)及びひも、綱等の規定に該当するもの(56.07)は含まない(11部の総説() (B)(2)及び(3)参照)。</p> <p>(A) (省略) (B) 絹紡紬糸<small>(ちゆう)</small> (絹ノイルを紡いたもの) 絹紡紬糸は、絹紡糸よりも品質が劣り、通常5センチメートル以下<small>未満</small>の不規則な長さの繊維で構成されている。これらの繊維は単にカードされたのみでコームされていないため、通常ところどころにいくらかのもつれ及び小さな節を有している。従って、他の絹のくずを紡いた絹紡糸のような均一性及び強さに欠け、表面はくすんでいる。</p>	
51.01	<p>羊毛 (カードし又はコームしたものを除く。) (省略) カード及びコームしてない羊毛には、一般に次の物品がある。</p> <p>(A) 脂付きのもの (フリースウォッシュしたもの)を含む。 脂付き羊毛は、まだ洗毛その他の洗浄をしてない羊毛である。従って、羊の体から出てくる脂肪物質がまだ羊毛に染み込んでおり、多少の夾雜物 (草の実、種子、土等) が混入していることもある。剪毛した脂付き羊毛は、<u>しばしば</u>フリースの形状を持ち、多かれ少なかれ毛皮の外形を保っている。 (省略) (B)、(C) (省略) (省略)</p>	<p>羊毛 (カードし又はコームしたものを除く。) (省略) カード及びコームしてない羊毛には、一般に次の物品がある。</p> <p>(A) 脂付きのもの (フリースウォッシュしたもの)を含む。 脂付き羊毛は、まだ洗毛その他の洗浄をしてない羊毛である。従って、羊の体から出てくる脂肪物質がまだ羊毛に染み込んでおり、多少の夾雜物 (草の実、種子、土等) が混入していることもある。剪毛した脂付き羊毛は、<u>完全に連続した1枚の毛布</u>のようなフリースの形状をしているものが多い。</p>	

新	旧	
<p>51.02 織獸毛及び粗獸毛（カードし又はコームしたものを除く。） <u>- 織獸毛</u> <u>5102.11 - - カシミヤやぎのもの</u> <u>5102.19 - - その他のもの</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(1) この表において、「織獸毛」とは、アルパカ、ラマ、ピクナ、らくだ、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ<u>又はマスクラット</u>の毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、<u>カシミヤやぎその他これらに類するやぎ</u>の毛をいう（類注1(b)参照）。</p> <p>織獸毛は、一般に羊毛よりも柔らかく、捲縮が少ない。アルパカ、ラマ、ピクナ、らくだ、やく、アンゴラやぎ、<u>カシミヤやぎ</u>その他これらに類するやぎ及びアンゴラうさぎの獸毛は、一般に羊毛と同じように紡績することができます。これらは、また、かつらを作るのに使用したり、人形の髪を作るのにも使われる。他の織獸毛（普通のうさぎ、ビーバー、ヌートリヤ<u>又はムスクラット</u>）は、通常、紡績には適さないのでフェルトの製造や詰物等として使用される。</p> <p>(2) (省 略) (省 略) .</p> <p><u>号の解説</u> <u>5102.11</u> <u>第5102.11号において、「カシミヤやぎのもの」とは、本来カシミヤ原産だが今日では世界の他の地域で飼育されているやぎの品種の下毛である柔らかい織毛（綿毛のフリース）をいう。この号において、カシミヤやぎが飼育される地域は考慮しない。</u></p>	<p>51.02 織獸毛及び粗獸毛（カードし又はコームしたものを除く。） <u>5102.10 - 織獸毛</u></p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>(1) この表において、「織獸毛」とは、アルパカ、ラマ、ピクナ、らくだ、やく、うさぎ（アンゴラうさぎを含む。）、ビーバー、ヌートリヤ<u>マスクラット</u>の毛及びアンゴラやぎ、チベットやぎ、<u>カシミヤやぎその他これらに類するやぎ</u>の毛をいう（類注1(b)参照）。</p> <p>織獸毛は、一般に羊毛よりも柔らかく、捲縮が少ない。アルパカ、ラマ、ピクナ、らくだ、やく、アンゴラやぎ、カシミヤその他これらに類するやぎ及びアンゴラうさぎの獸毛は、一般に羊毛と同じように紡績することができます。これらは、また、かつらを作るのに使用したり、人形の髪を作るのにも使われる。他の織獸毛（普通のうさぎ、ビーバー、ヌートリヤ<u>又はムスクラット</u>）は、通常、紡績には適さないのでフェルトの製造や詰物等として使用される。</p> <p>(2) (省 略) (省 略) (新 設)</p>	

新	旧	備 考
<p>51.05 羊毛、織獸毛及び粗獸毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。） （省 略） <u>- 織獸毛（カードし又はコームしたものに限る。）</u> <u>5105.31 - - カシミヤやぎのもの</u> <u>5105.39 - - その他のもの</u> 。 <u>号の解説</u> <u>5105.31</u> <u>この号の物品については、第5102.11号の解説の規定を準用する。</u></p>	<p>51.05 羊毛、織獸毛及び粗獸毛（カードし又はコームしたもの（小塊状のコームした羊毛を含む。）に限る。） （省 略） <u>5105.30 - 織獸毛（カードし又はコームしたものに限る。）</u> （省 略） （新 設）</p>	

	新	旧	備 考
53.03	<p>ジュー^{じん}トその他の紡織用韌皮纖維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した纖維を含む。） (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>() 繊維の原材料（レッティング又はストリッピングしてない茎）、レッティングした纖維、ストリッピングした纖維（機械によつて得たもの）：すなわち、<u>時には2メートル以上に及ぶレッティング又はストリッピングによつて得られる纖維</u>及び「カッティング」（切断した纖維の根元で単独に取引されるもの）。</p> <p>()、() (省略) (省略)</p>	<p>ジュー^{じん}トその他の紡織用韌皮纖維（精紡したもの、亜麻、大麻及びラミーを除く。）並びにそのトウ及びくず（糸くず及び反毛した纖維を含む。） (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含む。</p> <p>() 繊維の原材料（レッティング又はストリッピングしてない茎）、レッティングした纖維、ストリッピングした纖維（機械によつて得たもの）：すなわち、<u>この纖維は、レッティング又はストリッピングによつて得られるもので、時には2メートル以上のもの</u>及び「カッティング」（切断した纖維の根元で単独に取引されるもの）。</p> <p>()、() (省略) (省略)</p>	
53.05	<p>ココヤシ、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用纖維（他の項に該当するもの及び精紡したもの）を除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した纖維を含む。） (省略)</p> <p><u>5305.90 - その他のもの</u> (省略)</p>	<p>ココヤシ、アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）、ラミーその他の植物性紡織用纖維（他の項に該当するもの及び精紡したもの）を除く。）並びにそのトウ、ノイル及びくず（糸くず及び反毛した纖維を含む。） (省略)</p> <p><u>- その他のもの</u> <u>5305.91 - - 生のもの</u> <u>5305.99 - - その他のもの</u> (省略)</p>	
53.08	<p>その他の植物性紡織用纖維の糸及び紙糸 (省略) (削除) (省略)</p>	<p>その他の植物性紡織用纖維の糸及び紙糸 (省略)</p> <p><u>5308.30 - 紙糸</u> (省略)</p>	

新	旧	備 考
<p>54.08 再生纖維又は半合成纖維の長纖維の糸の織物（第54.05 項の材料の織物を含む。） 5408.10 - 強力糸（ピスコースレーヨンのものに限る。）の織物 （省 略）</p>	<p>54.08 再生纖維又は半合成纖維の長纖維の糸の織物（第54.05 項の材料の織物を含む。） 5408.10 - 強力糸（ピスコースレーヨンのものに限る。）の織物 （省 略）</p>	

	新	旧	備 考
56.03	<p>不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。） (省略) 不織布は、各種の方法で製造することができ、また製造には便宜3段階に分けることができる（ウェブ形成、接合及び仕上）。</p> <p>接合 (省略) この接合は、三つの方法に分けられる。</p> <p>(a) 化学的接合法：纖維を結合剤によつて接合する。この方法は、溶液又はエマルジョン中にゴム、ガム、でんぶん、のり若しくはプラスチックのような粘着剤を染み込ませ又は粉状のプラスチックで熱処理あるいは媒体等によつて接合される。接合纖維は化学的接合にも使用される。</p> <p>(b)、(c) 仕上げ (省略) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a)～(k) (省略) <u>(l) 金属のはくをフェルトにより裏張りしたもの（15部）</u></p>	<p>不織布（染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものであるかないかを問わない。） (省略) 不織布は、各種の方法で製造することができ、また製造には便宜3段階に分けることができる（ウェブ形成、接合及び仕上）。</p> <p>接合 (省略) この接合は、三つの方法に分けられる。</p> <p>(a) 化学的結合：纖維を結合剤によつて接合する。この方法は、溶液又はエマルジョン中にゴム、ガム、でんぶん、のり若しくはプラスチックのような粘着剤を染み込ませ又は粉状のプラスチックで熱処理あるいは媒体等によつて接合される。接合纖維は化学的接合にも使用される。</p> <p>(b)、(c) 仕上げ (省略) (省略)</p> <p>この項には、次の物品を含まない。 (a)～(k) (省略) (新設)</p>	
56.05	<p>金属を交えた糸（紡織用纖維の糸及び第54.04 項又は第54.05 項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンピヤーンであるかないかを問わない。） (省略) 金属を交えた糸は、ジンプされて<u>いるものもあり</u>、トリミング及びレース並びにある種の織物の製造のために、ファンシーコード等として使用する。</p> <p>(省略)</p>	<p>金属を交えた糸（紡織用纖維の糸及び第54.04 項又は第54.05 項のストリップその他これに類する物品で、糸状、ストリップ状又は粉状の金属と結合したもの及び金属で被覆したものに限るものとし、ジンピヤーンであるかないかを問わない。） (省略) 金属を交えた糸は、ジンプされて<u>おり</u>、トリミング及びレース並びにある種の織物の製造のために、ファンシーコード等として使用する。</p> <p>(省略)</p>	

	新		旧	
56.07	<p>ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）</p> <p>（省略） （削除） （省略）</p>	56.07	<p>ひも、綱及びケーブル（組んであるかないか又はゴム若しくはプラスチックを染み込ませ、塗布し若しくは被覆したものであるかないかを問わない。）</p> <p>（省略） <u>5607.30 - アバカ（マニラ麻又はムサ・テクスティリス）その他の硬質纖維のもの</u> （省略）</p>	
56.08	<p>結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用纖維製のものに限る。）</p> <p>（省略） この項には、次の物品を含まない。 (a) クロセ編みによつて作られた反物状の網地（<u>60.02</u> から <u>60.06</u> まで） (b)、(c) （省略）</p>	56.08	<p>結び網地（ひも又は綱から製造したものに限る。）及び漁網その他の網（製品にしたもので、紡織用纖維製のものに限る。）</p> <p>（省略） この項には、次の物品を含まない。 (a) クロセ編みによつて作られた反物状の網地（<u>60.02</u>） (b)、(c) （省略）</p>	

新	旧	備 考
<p>57.01 じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。） （省 略） 結びパイルのじゅうたん、じゅうたん地及び敷物は手織りのものが多く、異なる色に着色し、パイル糸で模様を作り、直接使用する寸法に織り上げられる。ただし、機械織りのものもあり、それらは、一般に手織りのものに比べて、耳が平行で、均一に織り上げられている。パイル糸は、通常、羊毛又は絹であるが、モヘア又は<u>カシミヤ</u>や<u>ヤギ</u>の毛が使用されることもある。基布には、手織りのじゅうたんの場合、一般に綿、羊毛又は織獸毛が使用されるが、機械織りの場合では、綿、亜麻、大麻又はジュートが使用される。 （省 略）</p>	<p>57.01 じゅうたんその他の紡織用纖維の床用敷物（結びパイルのものに限るものとし、製品にしたものであるかないかを問わない。） （省 略） 結びパイルのじゅうたん、じゅうたん地及び敷物は手織りのものが多く、異なる色に着色し、パイル糸で模様を作り、直接使用する寸法に織り上げられる。ただし、機械織りのものもあり、それらは、一般に手織りのものに比べて、耳が平行で、均一に織り上げられている。パイル糸は、通常、羊毛又は絹であるが、モヘア又は<u>カシミヤ</u>や<u>山羊</u>の毛が使用されることもある。基布には、手織りのじゅうたんの場合、一般に綿、羊毛又は織獸毛が使用されるが、機械織りの場合では、綿、亜麻、大麻又はジュートが使用される。 （省 略）</p>	

新	旧	備 考
<p style="text-align: center;">第58類</p> <p>特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">総説</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>59類注の規定により、58.03 項のもじり織物、58.06 項の細幅織物、<u>58.08 項</u>の組ひも及び装飾用トリミングで染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものは、58類に含まれない（通常、39類、40類又は59類）が、この類の他の物品については、同様な加工がされたものであつても39類又は40類の特性を有していない限り、この類に属するので注意しなければならない。 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;">第58類</p> <p>特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布 (省 略)</p> <p style="text-align: center;">総説</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>59類注の規定により、58.03 項のもじり織物、58.06 項の細幅織物、組ひも及び装飾用トリミングで染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層したものは、58類に含まれない（通常、39類、40類又は59類）が、この類の他の物品については、同様な加工がされたものであつても39類又は40類の特性を有していない限り、この類に属するので注意しなければならない。</p>	
<p>58 . 0 4 チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、<u>第60.02 項</u>から<u>第60.06 項</u>までの編物を除く。） (省 略)</p>	<p>58 . 0 4 チュールその他の網地（織つたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）及びレース（レース地及びモチーフに限るものとし、<u>第60.02 項</u>の編物を除く。） (省 略)</p>	

新	旧	備 考
<p>58.05 ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。） （省 略） (A) 手織りのつづれ織物 （省 略） (B) ニードルワークによるつづれ織物 ニードルワークによるつづれ織物（別名ポイントタペストリー）は、基布（通常正方形のメッシュ状のカンバス）を有し、その上に希望するデザインをニードルワークにより多くの異なる色糸で埋めつくして模様を現わすということにより特徴づけられる。このニードルワークによるつづれ織物は、場合によりステッチ縫いで更に加工されることもあるが、それでもししゅう布とは認められずこの項に属する。 58.10 項のししゅう布の多くのものと異なり、この基布（通常、カンバス）は縁を除いて、デザインを構成する糸により完全に覆われている。このステッチ縫いには、それを行う方法によりプチポワン、グロポワン、クロスステッチ、ダブルクロスステッチ、ゴブランステッチといろいろな名称が使用されている。 * * * つづれ織物は、主に室内用として壁かけ、シートカバー等に使用される。そして通常、絹、羊毛、人造繊維又は金属を交えた糸であつても作られる。 （省 略）</p>	<p>58.05 ゴブラン織り、フランダース織り、オービュソン織り、ボーベ織りその他これらに類する手織りのつづれ織物及びプチポワン、クロスステッチ等を使用して手針によりつづれ織り風にした織物（製品にしたものであるかないかを問わない。） （省 略） (A) 手織りのつづれ織物 （省 略） (B) ニードルワークによるつづれ織物 ニードルワークによるつづれ織物（別名ポイントタペストリーのカンバス）を有し、その上に希望するデザインをニードルワークにより多くの異なる色糸で埋めつくして模様を現わすということにより特徴づけられる。このニードルワークによるつづれ織物は、場合によりステッチ縫いで更に加工されることもあるが、それでもししゅう布とは認められずこの項に属する。 58.10 項のししゅう布の多くのものと異なり、この基布（通常、カンバス）は縁を除いて、デザインを構成する糸により完全に覆われている。このステッチ縫いには、それを行う方法によりプチポワン、グロポワン、クロスステッチ、ダブルクロスステッチ、ゴブランステッチといろいろな名称が使用されている。 （新 設） つづれ織物は、主に室内用として壁かけ、シートカバー等に使用される。そして通常、絹、羊毛、人造繊維又は金属を交えた糸で作られる。 （省 略）</p>	誤 謬

新	旧	備 考
<p>58.06 細幅織物（第58.07 項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック） （省 略） (A) 細幅織物 （省 略） (B) ボルダック この項には、ボルダック（bolduc）といわれる、通常、数ミリメートルから1センチメートルの幅を持つたて糸（たて方向のみに並べた糸、単纖維又は紡織用纖維）のみを接着剤によつて結合させたよこ糸なしの細幅の織物類も含む。ボルダックは主として荷物の包装に使用されるが、婦人帽子製造用組物材料に使用されるものもある。 ボルダックには、一定間隔ごとに使用者のトレードネームを印刷したものもあるが、これは所属の決定には影響を及ぼさない。 この項には、次の物品を含まない。 (a)~(e) （省 略） (f) スライドファスナー（96.07）及び卑金属製のフック、アイ又はプレスファスナーで、テープに取り付けたもの（フック、アイ又はプレスファスナーが物品に重要な特性を与えている場合に限る。）（83.08 又は96.06） (g) （省 略）</p>	<p>58.06 細幅織物（第58.07 項の物品を除く。）及び接着剤により接着したたて糸のみから成る細幅織物類（ボルダック） （省 略） (A) 細幅織物 （省 略） (B) ボルダック この項には、ボルダック（bolduc）といわれる、通常、数ミリメートルから1センチメートルの幅を持つたて糸（たて方向のみに並べた糸、単纖維又は紡織用纖維）のみを接着剤によつて結合させたよこ糸なしの細幅の織物類も含む。ボルダックは主として荷物の包装に使用されるが、婦人帽子製造用組物材料に使用されるものもあるボルダックには、一定間隔ごとに使用者のトレードネームを印刷したものもあるが、これは所属の決定には影響を及ぼさない。 この項には、次の物品を含まない。 (a)~(e) （省 略） (f) スライドファスナー（96.07）及び卑金属製のフック、アイ又はプレスファスナーで、テープに取り付けたもの（フック、アイ又はプレスファスナーが物品に重要な特性を与えている場合に限る。）（83.07 又は98.06） (g) （省 略）</p>	

	新	旧	備 考
58.08	<p>組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しないものに限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品 （省略）</p> <p>(A) 組ひも及び装飾用トリミング（ししゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） （省略）</p> <p>これらの物品には、フック、留金、アイレット、リングその他これらに類するものが物品の特徴に影響を与えることなく、単にアクセサリーとして付いている場合もある。また58.10項のししゅう布に属するアプリケ縫いしていない円形小金属片、ビーズその他これらに類するアクセサリーでトリミングされているものもある。</p> <p>組みひも及び装飾用トリミングには、次の物品がある。</p> <p>(1) 平ひも及び管ひも （省略）</p> <p>組ひもの各種のものには、靴等の締めひも、パイピング、さなだひも、装飾用のコード、組んだガルーン等がある。管ひもには、紡織用纖維のしんを有するものもある。組ひものは、衣類（例えば、装飾的なトリム又はパイピング）又は室内用品（例えば、カーテンの留め飾り）の縁かがり又は装飾用に、電線の外装として、及び靴ひも、アノラック若しくはトラックスーツの締めひも又は化粧着（dressing gowns）のベルト用のひも等の製造用に供される。</p> <p>（省略）</p> <p>しかし、この項には、他の項に含まれる組ひも、特に次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(f) （省略）</p> <p>(g) スライドファスナー（96.07）、卑金属製のフック、アイ及びプレスファスナーを組んだテープに一定間隔に取り付けたもの（フック、アイ及びプレスファスナーが物品に重要な特性を与えている場合に限る。） （83.08又は96.06）</p> <p>(2) （省略） （次葉へ）</p>	<p>組ひも及び装飾用トリミング（そのまま特定の用途に供しない物に限るものとし、装飾用トリミングにあつては、ししゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）並びにタッセル、ポンポンその他これらに類する製品 （省略）</p> <p>(A) 組ひも及び装飾用トリミング（ししゅうしたもの及びメリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。） （省略）</p> <p>これらの物品には、フック、クラスプ、アイレット、リングその他これらに類するものが物品の特徴に影響を与えることなく、単にアクセサリーとして付いている場合もある。また58.10項のししゅう布に属するアプリケ縫いしていない円形小金属片、ビーズその他これらに類するアクセサリーでトリミングされているものもある。</p> <p>組みひも及び装飾用トリミングには、次の物品がある。</p> <p>(1) 平ひも及び管ひも （省略）</p> <p>組ひもの各種のものには、靴等の締めひも、piping、さなだひも、装飾用のコード、組んだガルーン等がある。管ひもには、紡織用纖維のしんを有するものもある。組ひものは、衣類（例えば、装飾的なトリム又はパイピング）又は室内用品（例えば、カーテンの留め飾り）の縁かがり又は装飾用に、電線の外装として、及び靴ひも、アノラック若しくはトラックスーツの締めひも又は化粧着（dressing gowns）のベルト用のひも等の製造用に供される。</p> <p>（省略）</p> <p>しかし、この項には、他の項に含まれる組ひも、特に次の物品を含まない。</p> <p>(a)~(f) （省略）</p> <p>(g) スライドファスナー（96.07）、卑金属製のフック、アイ及びプレスファスナーを組んだテープに一定間隔に取り付けたもの（フック、アイ及びプレスファスナーが物品に重要な特性を与えている場合に限る。）</p> <p>(2) （省略） （次葉へ）</p>	

新	旧	備 考
<p>(前葉より)</p> <p>(3) (省 略) (省 略)</p> <p>このような方法で作られるループは、ある程度の空間と規則的なあるいは不規則的な間隔を有しているものである。これらのループは、ある場合にはカットされて房状の縁を形成し、その後、結び目を作つたり、タッセル、ポンポン等で飾られる。<u>これらの細幅織物は、主に縁取り又は室内用品や衣類の装飾に用いられる。</u> <u>この項には、輪(picot)又は波紋状に縁どりされたリボン及びラットトゥースリボン(58.06)を含まない。</u></p> <p>(4) その他の装飾用トリミング この項には、また、衣類、室内用品等の装飾に使用するのに適する長尺の各種細幅物品を含む。</p> <p>これらは通常、リボン、組ひも又は上記に掲げたその他の物品から作られる。すなわち、それらのうちの1個の物品を縫製その他の加工をすることにより又は2個以上の物品を装飾的な方法により組み合わせることによって作られる(例えば、リボン又は装飾的な縁を付けた組ひも、ガルーン又はさなだひもを組み合わせたもの、リボン又は長さに沿つて一定間隔ごとにタッセルその他の装飾的な物品を組み合わせた組ひも。ただし、アプリケししゅうによるものを除く。)。この項には、<u>60.02項から60.06項までのメリヤス編み及びクロセ編みの装飾用トリミングを含まない。</u></p> <p>(B) (省 略) (省 略)</p>	<p>(前葉より)</p> <p>(3) (省 略) (省 略)</p> <p>このような方法で作られるループは、ある程度の空間と規則的なあるいは不規則的な間隔を有しているものである。これらのループは、ある場合にはカットされて房状の縁を形成し、その後、結び目を作つたり、タッセル、ポンポン等で飾られる。<u>この項には、輪(picot)又は波紋状に縁どりされたリボン及びラットトゥースリボン(58.06)を含まない。</u></p> <p>(4) その他の装飾用トリミング この項には、また、衣類、室内用品等の装飾に使用するのに適する長尺の各種細幅物品を含む。</p> <p>これらは通常、リボン、組ひも又は上記に掲げたその他の物品から作られる。すなわち、それらのうちの1個の物品を縫製その他の加工をすることにより又は2個以上の物品を装飾的な方法により組み合わせることによって作られる(例えば、リボン又は装飾的な縁を付けた組ひも、ガルーン又はさなだひもを組み合わせたもの、リボン又は長さに沿つて一定間隔ごとにタッセルその他の装飾的な物品を組み合わせた組ひも。ただし、アプリケししゅうによるものを除く。)。この項には、<u>60.02項のメリヤス編み及びクロセ編みの装飾用トリミングを含まない。</u></p> <p>(B) (省 略) (省 略)</p>	

	新	旧	備 考
58.10	<p>ししゅう布(モチーフを含む。) (省略)</p> <p>() 基布を有しないししゅう布 (省略)</p> <p>() ししゅう後も基布を有するししゅう布 (省略)</p> <p>しかしこれらについては、その製造方法から生ずる次のような特徴で識別することができる。すなわち、プロッショ織物のデザインは、その製織工程中において、プロッショ糸を挿入することにより作られるもので、デザインを形成する糸のすべてが、基布のよこ糸又はたて糸の間に正確にそれらと平行に並べられるものである。ところが、ししゅう布は、先在する基布の表面にデザインを作るもので、デザインを得るためにには、基布をししゅう機械の上に広げて張つて、ししゅうしなければならず、このため、基布の張力及び位置は、機械の針で作業するには完ぺきとは言い難く、基布のたて糸又はよこ糸の間で、ししゅうに対応する全ての部分に正確に機械針を一致させて挿入することはできない。更に、ししゅう布では、しばしば針が基布の糸を突き通すことがあるが、プロッショ織物では、このようなことは起こり得ないものである。</p> <p>(省略)</p>	<p>ししゅう布(モチーフを含む。) (省略)</p> <p>() 基布を有しないししゅう布 (省略)</p> <p>() ししゅう後も基布を有するししゅう布 (省略)</p> <p>しかしこれらについては、その製造方法から生ずる次のような特徴で識別することができる。すなわち、プロッショ織物のデザインは、その製織工程中において、プロッショ糸を挿入することにより作られるもので、デザインを形成する糸のすべてが、基布のよこ糸又はたて糸の間に正確にそれらと平行に並べられるものである。ところが、ししゅう布は、先在する基布の表面にデザインを作るもので、デザインを得るためにには、基布をししゅう機械の上に広げて張つて、ししゅうしなければならず、このため、基布の張力及び位置は、機械の針で作業するには完ぺきとは言い難く、基布のたて糸又はよこ糸の間に、正確にししゅうをする部分の全てに正確に機械針を一致させて挿入することはできない。更に、ししゅう布では、しばしば針が基布の糸を突き通すことがあるが、プロッショ織物では、このようなことは起こり得ないものである。</p> <p>(省略)</p>	